

1 改訂の基本的な考え方

- ・体育については、児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かし、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す。
- ・保健については、健康な生活と疾病の予防、心身の発育・発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、社会生活と健康等の保健の基礎的な内容について、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す。

2 目標の改善

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

3 内容及び内容の取扱いの改善

〔体育分野〕

(ア) 資質・能力の三つの柱を踏まえた内容構造の見直し

Point 体育分野においては、「学びに向かう力、人間性等」に対応した、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全の具体的な指導内容が示された。

(イ) 12年間の系統性を踏まえた指導内容の見直し

(ウ) 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視した内容及び内容の取扱いの充実

Point 生徒が選択して履修できるようにすることや、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツを楽しむことができるようにすることが示された。

(エ) 指導内容の一層の明確化

(オ) 体づくり運動

(カ) 器械運動

(キ) 陸上競技

Point バトンの受渡しの指導内容が新たに示された。

(ク) 水泳

Point 学校や地域の実情に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができることが、新たに「内容の取扱い」に示された。

(ケ) 球技

(コ) 武道

Point 柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすることが新たに示されたとともに、学校や地域の実態に応じて、従前から示されているなぎなたに加えて、空手道、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などについても履修させることができることが新たに示された。

(サ) ダンス

(シ) 体育理論

Point 従前、第1学年で指導していた「(1)ウ 運動やスポーツの学び方」の内容を第2学年で指導することとなったほか、第1学年において「ア(ウ) 運動やスポーツの多様な楽しみ方」が新たに示された。

(ス) 体力の向上との関連

(セ) スキー、スケートや水辺活動など（野外活動）

(ソ) 能率的で安全な集団としての行動の仕方（集団行動）

(タ) 運動やスポーツの多様な楽しみ方の学習の充実

〔保健分野〕

(ア) 健康な生活と疾病の予防

Point 生活習慣病などの予防で「がん」を取り扱うことが示された。

(イ) 心身の機能の発達と心の健康

Point 従前の知識の内容に加えて、新たにストレスへの対処についての技能の内容が示された。

(ウ) 傷害の防止

Point 従前の知識の内容に加えて、心肺蘇生法などの応急手当の技能の内容が明確に示された。

(エ) 健康と環境

4 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

(ア) 指導計画の作成における配慮事項

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ・年間授業時数
- ・障害のある生徒への指導
- ・道徳科などとの関連

(イ) 内容の取扱いにおける配慮事項